

(参考資料)

1. 遺族年金の支給状況

(1)厚生年金保険 (平成13年度末)					(2)国民年金 (平成13年度末)				
	区 分	受給者数	平均年金月額	年金総額		区 分	受給者数	平均年金月額	年金総額
		(人)	(円)	(百万円)			(人)	(円)	(百万円)
新 法 (遺族厚生年金)	夫	31,737	16,660	6,345	新 法 (遺族基礎年金)	妻	109,288	95,795	125,630
	妻	2,383,231	92,743	2,565,281		子	9,704	54,724	6,373
	子	18,416	75,961	5,046		旧(準)母子福祉	29	86,965	30
	その他	26,848	29,349	9,456					
	計(職務上除く)	2,460,232	90,944	2,586,128		計	119,021		132,033
旧 法 (遺族年金)	夫	3,129	68,282	2,564	旧 法	母子年金	1,257	77,781	1,173
	妻	804,725	87,716	847,050		準母子年金	2	86,300	2
	子	4,819	70,292	4,065		遺児年金	15	63,834	11
	その他	6,417	63,461	4,887		寡婦年金	26,365	42,763	13,529
	計(職務上除く)	819,090	87,350	858,566		計	27,639	44,370	14,716

(注)：「旧法厚生年金保険」の「遺族年金」の「夫」にはかん夫年金、「妻」には寡婦年金、「子」には遺児年金を含む。

「社会保険庁調べ」

2. 遺族年金の支給状況及び年金総額に対する遺族年金の割合

(1) 厚生年金保険

(単位:人、百万円)

区分	昭和61年度		平成元年度		平成6年度		平成11年度		平成13年度		
	受給者数	年金総額	受給者数	年金総額	受給者数	年金総額	受給者数	年金総額	受給者数	年金総額	
新 法	夫	1,413	247	7,335	1,176	17,121	3,195	27,130	5,407	31,737	6,345
	妻	69,121	57,654	469,984	412,096	1,201,941	1,239,245	2,041,919	2,193,150	2,383,231	2,565,281
	子	1,167	215	7,368	1,529	12,973	3,307	18,236	4,835	18,416	5,046
	その他	830	245	5,729	1,721	14,259	4,914	23,115	8,206	26,848	9,456
	計(職務上除く)	72,531	58,361	490,416	416,521	1,246,294	1,250,660	2,110,400	2,211,597	2,460,232	2,586,128
旧法遺族年金	1,350,648	1,090,228	1,238,112	1,054,404	1,056,688	1,057,441	883,695	922,035	819,090	858,566	
合計	1,423,179	1,148,589	1,728,528	1,470,925	2,302,982	2,308,101	2,994,095	3,133,632	3,279,322	3,444,694	
年金総額		7,906,085		10,224,841		15,174,336		20,463,447		21,642,822	
遺族年金の割合		14.5%		14.4%		15.2%		15.3%		15.9%	

(2) 国民年金

(単位:人、百万円)

区分	昭和61年度		平成元年度		平成6年度		平成11年度		平成13年度		
	受給者数	年金総額	受給者数	年金総額	受給者数	年金総額	受給者数	年金総額	受給者数	年金総額	
遺 族 基 礎 年 金	妻	13,817	12,719	61,620	59,421	88,181	98,906	109,509	126,258	109,288	125,630
	子	1,358	641	5,869	3,061	7,910	4,953	9,969	6,501	9,704	6,373
	旧(準)母子福祉	525	466	332	311	148	159	65	69	29	30
	計	15,700	13,827	67,821	62,792	96,239	104,018	119,543	132,829	119,021	132,033
旧法遺族年金	123,408	87,618	80,702	55,975	42,006	28,478	30,942	17,856	27,639	14,716	
合計	139,108	101,445	148,523	118,767	138,245	132,496	150,485	150,685	146,660	146,749	
年金総額		3,487,111		4,096,684		7,059,614		10,807,485		12,315,460	
遺族年金の割合		2.9%		2.9%		1.9%		1.4%		1.2%	

「社会保険庁調べ」

3. 遺族厚生年金（報酬比例部分）給付費の見通し

－「方向性と論点」の代表的な試算（基準ケース）－

年 度	給付水準維持方式	
	支出合計(A)	遺族厚生年金(B) (報酬比例部分)
平成（西暦） 17 (2005)	兆円 33.0 (100%)	兆円 4.2 (12.7%)
37 (2025)	52.9 (100%)	8.9 (16.9%)
62 (2050)	84.3 (100%)	13.0 (15.4%)

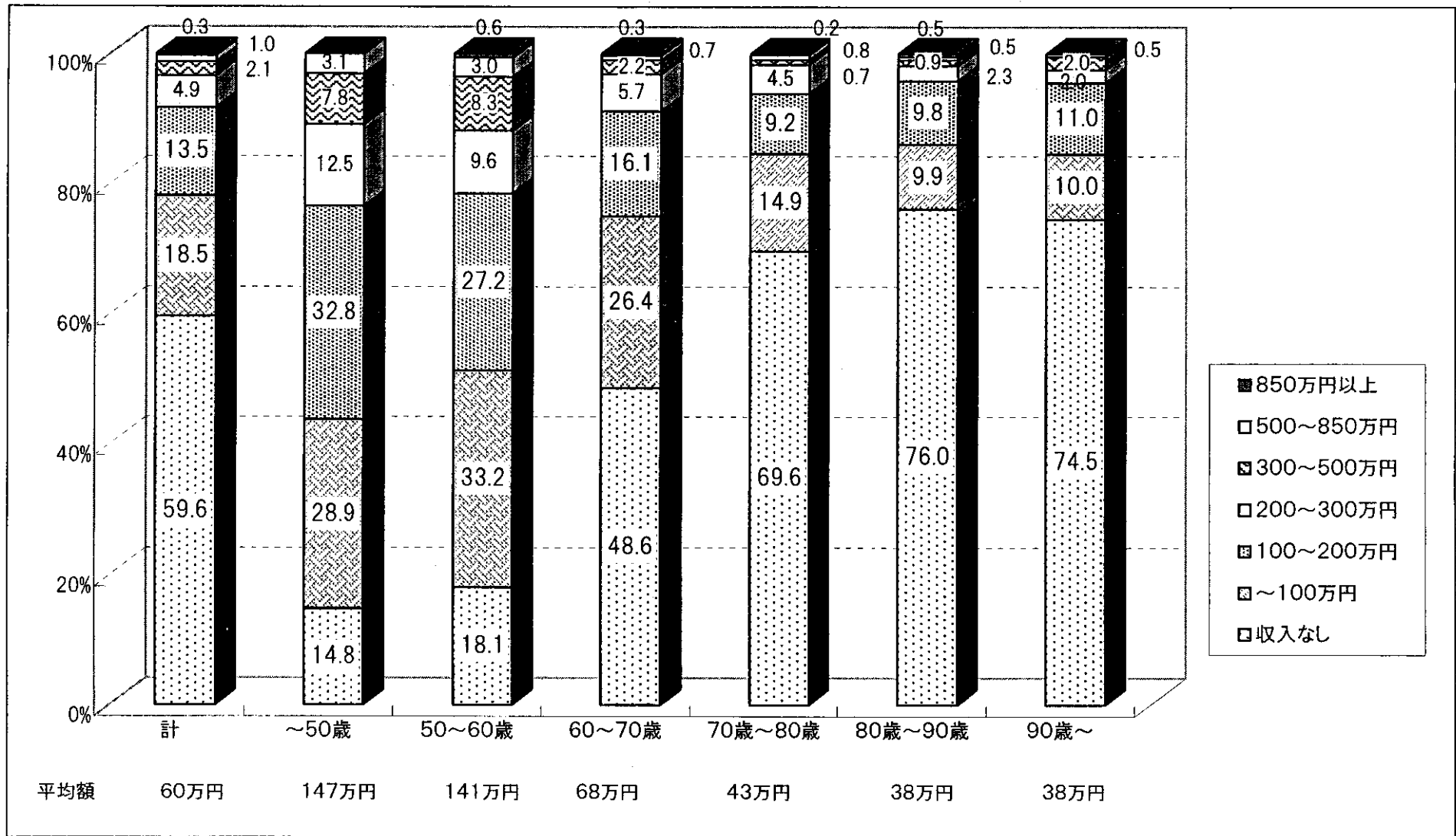
(注1): 遺族厚生年金(2階部分)には、中高齢寡婦加算及び経過期的寡婦加算等の厚生年金独自の給付を含み、遺族基礎年金及び旧法遺族年金のうち基礎年金に相当する部分(みなし基礎)を除く。

(注2): 支出合計は、厚生年金が負担する基礎年金拠出金と報酬比例部分の給付費の合計額。

(注3): 「遺族厚生年金(2階部分)」欄の()の数値は、支出合計に占める遺族厚生年金(2階部分)の割合(B/A)。

4. 遺族厚生年金受給者の年齢階級別・本人の年金以外の収入額階級別構成割合

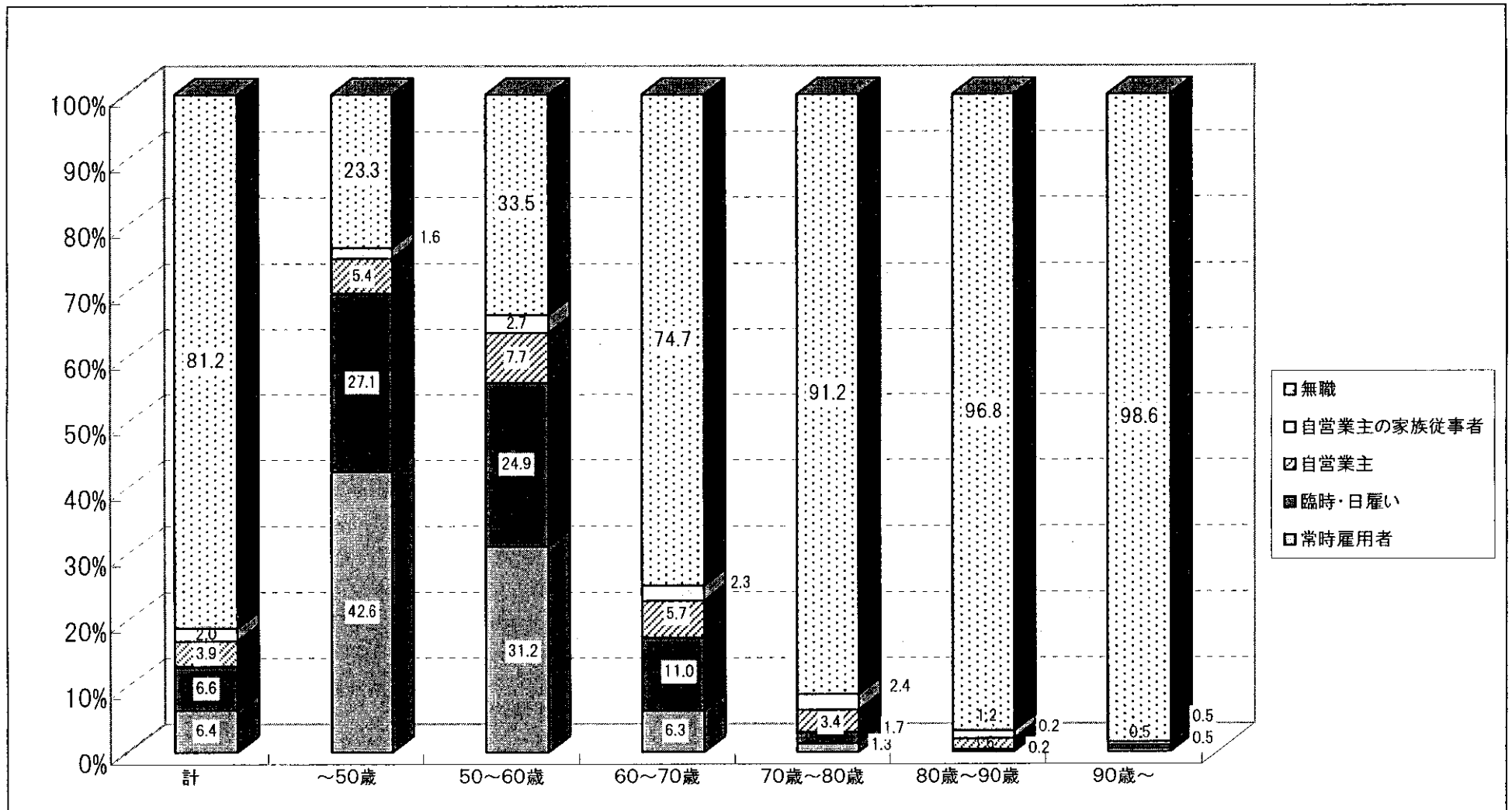
現役期の遺族厚生年金の受給者は、何らかの本人の年金以外の収入がある者が多いが、その水準は低い。



出典:「遺族厚生年金受給者実態調査」(厚生労働省年金局 平成15年3月)

5. 遺族厚生年金受給者の年齢階級別就業状況

遺族厚生年金の受給者のうち、50歳未満の者については、約8割が就業しているが、常時雇用者は半数に満たない。



出典：「遺族厚生年金受給者実態調査」(厚生労働省年金局 平成15年3月)

6. 諸外国における遺族年金の取扱い

国名	子が成長するまでの間の若齢の遺族配偶者の場合	子を養育しない若齢の遺族配偶者の場合	高齢の遺族配偶者の場合
アメリカ	<p>◎養育者年金 — 16歳未満又は障害を有する子を養育し、再婚していない配偶者に対し、被保険者の年金額の75%を支給(上記の子がある場合、妻に年齢要件は無い)</p> <p>※同額が遺児年金として子に対しても給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給者が65歳未満で、年間11,520ドル[1,443,580円]を超える他の収入がある場合、超過額の半分を給付額から減額。 ・家族の受給額の総額が被保険者の老齢年金の175%程度を超えた場合には減額される。 ・配偶者自身の老齢年金、障害年金を受給している場合には、その額だけ養育者年金は減額 ・10年以上の婚姻期間がある場合は、離婚した元配偶者に対しても養育者年金が給付。 		<p>◎寡婦(夫)年金 — 60歳以上又は障害を有する50歳以上の再婚していない配偶者に対し、被保険者の年金額の100%を支給(子の有無は問わない)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寡婦(夫)年金の受給権を得た後に再婚しても給付。 ・所得制限、配偶者自身の老齢年金、障害年金との調整、家族の上限による減額、10年以上の婚姻期間がある場合の離婚時の取扱いについては、養育者年金と同様。
イギリス	<p>◎養育者手当 — 児童手当受給対象となる児童(16歳未満又は16~18歳の学生)を養育している者、又は、亡くなった被保険者の子を妊娠している者に対して、養育者手当として週72.50ポンド[13,360円]の基礎年金と死亡者の付加年金額(報酬比例、2002年からは半額)が支給</p> <p>※子1人につき11.35ポンド[2,090円]の加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得制限はない。 ・子が児童手当対象年齢でなくなった時点で支給が停止。 ・亡くなった被保険者と離婚していた場合、再婚している場合には支給されない。 	<p>◎遺族手当 — 被保険者が死亡した時点で45歳以上60歳未満である配偶者に対して、1年間、遺族手当として週72.50ポンド[13,360円](55歳未満の場合、55歳を1年下回るごとに7%減額)の基礎年金が支給</p> <p>◎遺族一時金 — 死亡した被保険者も配偶者も老齢年金の受給年齢に達していない場合、配偶者に対して、遺族一時金として、2,000ポンド[368,660円]が支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いずれも所得制限はない。 	<p>◎60歳に達した時点で、亡くなった夫の保険料納付に基づく配偶者年金(基礎年金と死亡者の付加年金額(報酬比例、2002年からは半額))を受給できる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自らの保険料納付に基づく老齢年金を受給できる場合には、基礎年金の満額、付加年金の最高限度額までは合計額を受給可能。 <p>※2010年からは、夫も亡くなった妻の保険料納付に基づく配偶者年金を受給できるようになる予定。</p>

ドイツ	<p>◎大寡婦(夫)年金 — 18 歳以下の寡婦(夫)の子、被保険者の子を養育する場合は、再婚していない寡婦(夫)に、年金種別計数 0.55(当初 3 ヶ月のみ 1.0)の年金を支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月額 689.83 ユーロ[81,441 円](子 1 人に対して 146.33 ユーロ[17,276 円]を加算)以上の所得がある場合には、この額を超える所得の 40%に相当する額が年金から減額。 ・生前に離婚した配偶者が死亡した場合、配偶者自身が保険料納付要件を満たし、再婚していないときは、養育年金が支給(自らの保険料納付に対応する給付として)。 	<p>◎小寡婦(夫)年金 — 45 歳未満の再婚していない寡婦(夫)に、年金種別計数 0.25(当初 3 ヶ月のみ 1.0)の年金を支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得制限は大寡婦(夫)年金と同様。 ・就労不能又は稼得不能の場合、45 歳に到達した場合は、大寡婦(夫)年金が支給(自らの保険料納付に基づく老齢年金とは併給。) 	<p>◎大寡婦(夫)年金 — 45 歳に達した再婚していない寡婦(夫)に、年金種別計数 0.6(当初 3 ヶ月のみ 1.0)の年金を支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得制限、離婚時の取扱いは子がある配偶者と同様
フランス	<p>◎寡婦(夫)手当 — 亡くなった被保険者の再婚していない 55 歳未満の配偶者に、2年間定額の給付(1 年目、2 年目とも月額 503.24 ユーロ[59,413 円])を支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得が四半期で 1887.15 ユーロ[222,797 円]未満の場合に支給。 ・受給者が 50 歳以上の場合には、55 歳まで 3 年目と同額の給付を支給 ・55 歳未満のため、自身の退職年金との併給問題は生じない。 <p>◎子(原則として 16 歳未満)を扶養する遺族配偶者については、別に家族給付制度からの手当の支給がある。(財源は、事業主・自営業者が報酬、所得に応じて負担する保険料を基本として賄われる。)</p>	<p>◎遺族年金 — 亡くなった被保険者の再婚していない 55 歳以上の配偶者(2 年以上の婚姻期間又は婚姻による子を有する配偶者が対象。亡くなった被保険者と離婚した者も含む。)に、被保険者に対する年金の 54%を支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得が年間 13,874 ユーロ[1,637,964 円]を超えない場合に支給。 ・配偶者自身の退職年金を受給している場合には、一定の上限のもとで遺族年金を併給可能。(亡くなった被保険者の年金額と自身の年金額の合計の 52%(あるいは一般制度における退職年金の最高限度額の 73%)を超えないという制限あり。) ・複数の受給可能な配偶者がいる場合には、婚姻期間に応じて比例配分。 	

<p>スウェーデン</p>	<p>◎基礎年金</p> <p>①生活転換年金 死亡者と5年以上婚姻、同居していた65歳未満の配偶者に、6か月間、死亡者の年金の90%(居住期間により減額)を支給。</p> <p>②延長された生活転換年金 ①の支給期限後、子が12歳になるまで、①と同額の年金を支給</p> <p>③特別遺族年金 ①の支給期限後、自分の仕事の収入だけでは生活していけないと認定された場合に、65歳まで、①の1/4～3/4の年金が支給。</p> <p>※他に、経過的な寡婦年金(終身年金で自身の老齢年金と併給可能)、及び、遺児に支給される児童年金(片親死亡の場合死亡者の年金の25%。18歳まで(学生の場合は20歳まで)支給。)がある。</p> <p>◎報酬比例年金</p> <p>死亡者が年金受給者であったか、3年以上被保険者であった場合、65歳未満の配偶者に対して、基礎年金と同様の要件で、</p> <p>①生活転換年金(死亡者の年金の40%)</p> <p>②延長された生活転換年金(①と同額)</p> <p>③特別遺族年金(①の1/4～3/4の額)</p> <p>が支給。</p> <p>※他に、経過的な寡婦年金(終身年金で自身の老齢年金と併給可能)、及び、遺児に支給される年金(死亡者の年金の30%、子どもが1人増えるごとに20%追加(上限100%)。支給年齢は基礎年金と同じ。)がある。</p>	
---------------	---	--